(第1面)

【1 主要な園路】

国路の有無	整 備 基 準		整備の状況	備考	
2 有効配良: 140 cm 人上			□有・□無		
(ない場合は、4~6は記入しないこと。)		2 有効幅員: 140 cm以上			
5				□有・□無	
By がある 1			4 傾斜路の併設の有無	□有・□無	
おっと まっと まっ				□有・□無	
8 横断する排水溝の蓋は、つえ、車椿子のキャ スター等が落ち込まないものとすること。 9 傾斜路の有無 (ない場合は、10~17 は記入しないこと。) 10 有効幅員 段に代わるもの: 140 cm以上 段に作設するもの: 90cm以上 11 傾斜路の勾配: 1/15 以下 (高さ 16cm 以下の場合は、勾配 1/8 以下) 12 高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の離場を設けること (勾配が 1/20 を超える場合)。 13 傾斜路の始点及び終点の水平な部 分の長さ: 150 cm以上 14 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 15 手すりの設置の有無 ※チチリが必要な場合 ・高言が 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 ・高言が 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 ・高言が 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 ・高さが 1/20 を超えるのは 1/20 を超える場合 ・高さが 1/20 を超える場合 ・高さが 1/20 を超えるのは 1/20 を超えるのは 1/20 を超える			街づくりの推進に関する条例施 行規則(以下「規則」という。)第 18 条に規定する階段の構造に準	□有・□無	
3		7 表面を滑りにくく、平たんにすること。		□有・□無	
(ない場合は、10~17 は記入しないこと。)					
関係があるのには0 cm以上 段に併わるもの:140 cm以上 段に併設するもの:90cm以上 (cm)				□有・□無	
は上の師場を設けること (公配か 1/20 を超える場合)。 13 傾斜路の始点及び終点の水平な部 最小長さ (cm) 14 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 15 手すりの設置の有無※手すりが必要な場合・勾配が 1/12を超える場合・高さが 16cm を超え、かつ勾配が1/20を超える場合 16 色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けること(側面が壁面の場合を除く。)。 18 縦断勾配: 4%以下(やむを得ない場合は、8%以下) 最大勾配 (物) 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配	園	傾斜路の構造がある場合	段に代わるもの: 140 cm以上		
は上の餌場を設けること (公配が 1/20 を超える場合)。 13 傾斜路の始点及び終点の水平な部 最小長さ (cm) 14 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 15 手すりの設置の有無※手すりが必要な場合・ 高さが 1/12 を超える場合・ 高さが 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 16 色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けること (側面が壁面の場合を除く。)。 18 縦断勾配: 4%以下 (やむを得ない場合は、8%以下) 最大勾配 (%) 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配	がある			•	
・勾配が 1/12 を超える場合 ・高さが 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 16 色等によりその存在を容易に識別 できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けること。 回転落のおそれなしと(側面が壁面の場合を除く。)。 □有・□無 18 総断勾配: 4%以下 最大勾配 (やむを得ない場合は、8%以下) 場大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下	場合		以上の踊場を設けること (勾配が 1/20		
・勾配が 1/12 を超える場合 ・高さが 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 16 色等によりその存在を容易に識別 できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けること。 回転落のおそれなしと(側面が壁面の場合を除く。)。 □有・□無 18 総断勾配: 4%以下 最大勾配 (やむを得ない場合は、8%以下) 場大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下				最小長さ	
・勾配が 1/12 を超える場合 ・高さが 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 16 色等によりその存在を容易に識別 できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けること。 回転落のおそれなしと(側面が壁面の場合を除く。)。 □有・□無 18 総断勾配: 4%以下 最大勾配 (やむを得ない場合は、8%以下) 場大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下				(cm)	
・勾配が 1/12 を超える場合 ・高さが 16cm を超え、かつ勾配が 1/20 を超える場合 16 色等によりその存在を容易に識別 できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けること。 回転落のおそれなしと(側面が壁面の場合を除く。)。 □有・□無 18 総断勾配: 4%以下 最大勾配 (やむを得ない場合は、8%以下) 場大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下 最大勾配 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配 18 機断勾配: 1%以下				□有・□無	
できるものとすること。 17 両側に転落を防ぐ構造を設けるこ □転落のおそれなしと(側面が壁面の場合を除く。)。 18 縦断勾配: 4%以下 (やむを得ない場合は、8%以下) (%) 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配			※手すりが必要な場合 ・勾配が 1/12 を超える場合 ・高さが 16cm を超え、かつ勾配が		
と (側面が壁面の場合を除く。)。 □有・□無 18 縦断勾配: 4%以下 最大勾配 (やむを得ない場合は、8%以下) (%) 19 横断勾配: 1%以下 最大勾配			できるものとすること。		
18 縦断勾配:4%以下 最大勾配 (やむを得ない場合は、8%以下) (%) 19 横断勾配:1%以下 最大勾配					
(やむを得ない場合は、8%以下) (%) 19 横断勾配:1%以下 最大勾配		18 *			
19 横断勾配: 1 %以下 最大勾配					
		19 横断勾配:1%以下			

【2 出入口】

整備基準	整備の状況	備考
1 有効幅員:120 cm以上(車止めの柵を設ける場合は、	最小有効幅員	
柵と柵の間隔 90cm 以上)	(cm)	
2 段を設けないこと。	□段あり	
2 技を取りないこと。	□段なし	
3 表面を滑りにくく、平たんにすること。	□有・□無	

(第2面)

		整 備 基 準	整備の状況	備考
	戸の有無(ない場合)	は、5及び6は記入しないこと。)	□有・□無	
		5 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	□常に開放 □有・□無	
户,	がある場合	6 前後に高低差がないこと。	□高低差あり □高低差なし	
[3	便所】			
		整備基準	整備の状況	備考
1		は、2~9は記入しないこと。)	□有・□無	
	2 段の有無 (ない場合は、3~5は記入しないこと。)		□有・□無	
	3 傾斜路の有無 (ない場合は、4及び5は記入しないこと。)		□有・□無	
/==:	傾斜 4	傾斜路の勾配:1/12以下(高さ16cm以	最大勾配	
便所;		下の場合は、勾配 1/8 以下)	(1/)	
便所がある場合	ある 場合 5	表面を粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げること。	□有・□無	
愛 合	6 床の	表面を滑りにくくすること。	□有・□無	
	各便所の	THE CONTROL CO	□有・□無	
	上の便房 造	8 手すりを設けること。	□有・□無	
	9 出入口に近い小便器の周囲に手すりを設け、 床置式等とすること。		□小便器がない □有・□無	
[4		・		
1	平同 7 (人)	整備基準	整備の状況	備考
1		整備計画届出書【5】第10号の面積 下の場合は、2~7は記入しないこと。)	□5,000 ㎡超 □5,000 ㎡以下	□任意設置
	2 便房のある便所の出入口の有効幅員 : 80cm 以上		有効幅員 (cm)	
		3 便房の出入口の有効幅員	有効幅員	
	車	: 80㎝以上	(cm)	
がある場合	子使用。	4 レバー式又は光感知式等の水栓器 具を備えた洗面台を設けること。	□有・□無	
場合		5 洋式便器を設けること。	□有・□無	
	房	6 手すりを設けること。	□有・□無	
		7 車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間を設けること。	□有・□無	
[5	車椅子使用	月者用駐車施設及び車椅子使用者が通行で	きる通路】	
		整備基準	整備の状況	備考
1		修備計画届出書【9】の駐車場台数 の場合は、2~6は記入しないこと。)	□25 台超 □25 台以下	□任意設置(台)
. 12	事 駐 椅	数	(台)	
ある場合	車椅子使用者用 3	主要な出入口までの経路の長さがで きるだけ短くなる位置に設けること。	□有・□無	
				·

(第3面)

	\9	70 Щ/	
整備基準		整備の状況	備考
車	4 有効幅員: 350 cm以上	最小有効幅員 (cm)	
転車施設が 駐車施設が ある場合	5 地面又は床を水平とし、滑りにくく、 平たんにすること。	□有・□無	
6 主要な出入口までの経路を構成する通路を利用円滑化経路と同等の構造とすること。		□有・□無	
【6 案内表	示】		
敕 借 其 淮		救借の出湿	借去

整備基準	整備の状況	備考
1 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック	□出入口が直接車	
等の敷設、舗装材の変化等により車道との境界を認	道に接していな	
識できるようにすること。	V	
戚くさるようにすること。	□有・□無	
2 洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示し	□洋式便器及び手	
と 件式関係及び子りりが設けられている目を表示した標識を掲示すること。	すりがない	
に宗殿で拘みりること。	□有・□無	
3 車椅子使用者用便房が設けられている旨を表示し	□車椅子使用者用	
5 単何丁使用有用使房が設けられている自を表示した標識を掲示すること。	便房がない	
に宗畝で拘りりること。	□有・□無	
	□車椅子使用者用	
4 車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。	駐車施設がない	
	□有・□無	
5 情報提供のための案内設備の案内表示の位置、表	□案内設備がない	
記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮し	□有・□無	
たものとすること。		

【7 その他】

整備基準	整備の状況	備考
ベンチ、水飲場等を設ける場合は、高齢者、障害者等の 利用に配慮した構造とすること。	□ベンチ、水飲場 等がない □有・□無	

【8 努力義務】

6 939 944 453
規則第31条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。

- (注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 - 2 整備の状況欄は、該当する□にレ印を付すとともに、数字を記入してください。
 - 3 基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。